

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	正
P723 厚年H26 問7 肢B 解説 さしかえ	<p>誤り。「全額が受給権者に支払われることとされており」とありますが、必ずしも全額が支払われるとは限りません。老齢厚生年金は公課の禁止の例外により、課税することが可能です。そのため、老齢厚生年金の額については、雑所得として所得税の課税対象となり、課税される場合は、その額が源泉徴収される仕組みがあることから、源泉徴収される場合には、受給権者に全額が支払われることにはなりません。なお、介護保険の保険料が老齢厚生年金の額から控除されることはありません。</p> <p><b>参考</b> 介護保険の保険料における特別徴収の対象となる老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金や厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金などであり、老齢厚生年金は含まれていません。</p> <p><b>厚生年金保険法41条2項</b> 基本書 P.848</p>